

## 第 56 回人口・社会統計部会議事録

- 1 日 時 平成 26 年 7 月 25 日（金）14:00～14:50
- 2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室
- 3 出席者  
（部 会 長） 白波瀬 佐和子  
（委 員） 津谷 典子  
（専 門 委 員） 加藤 久和、山田 育穂  
（審議協力者） 財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都、大阪府  
（調査実施者） 総務省統計局統計調査部国勢統計課：岩佐課長ほか  
（事 務 局） 内閣府統計委員会担当室：廣瀬調査官  
総務省政策統括官付統計審査官室：山田統計審査官、金子調査官ほか

### 4 議 題 「国勢調査の変更について」

### 5 議事録

白波瀬部会長 それでは、少し定刻より 1 分ほど早いのですが、ただいまから第 56 回「人口・社会統計部会」を開催いたします。

今回も、前回に引き続き、国勢調査の変更について審議いたします。

なお、黒澤委員が所用により御欠席です。

暑い中、御参集いただきましてありがとうございます。

効率よく審議を進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、審議に入る前に、本日の配布資料について、事務局から説明をお願いいたします。

宮内総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 それでは、議事次第を御覧ください。

今回は、計画の変更に係る事項のうち「その他」として挙げております「東日本大震災に伴う計画の一部変更」などについて。それと、前回の「統計委員会答申における『今後の課題』についての検討状況」などについて御審議をお願いいたしますが、資料といたしましては、第 1 回の部会で配布いたしました資料 3 - 1 の「審査メモ」及び資料 3 - 3 の「審査メモで示された論点に対する回答」を用いる予定です。

それらの資料をお持ちでない方がいらっしゃいましたら、お知らせください。

前回部会の結果概要につきましては、既にお送りしまして、御確認いただいているものを参考 1 - 2 として、今回、お配りしております。

資料の説明は以上です。

白波瀬部会長 ありがとうございます。

それでは、審議に入らせていただきます。

本日は、計画の変更に係る事項の「その他」として「東日本大震災に伴う計画の一部変更」から審議を行います。

それでは、資料 3 - 1 の審査メモの 33 ページ「（４）その他」の「東日本大震災に伴う計画の一部変更」について、統計審査官室の金子調査官から説明をお願いいたします。

金子総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 それでは、御説明させていただきます。

「東日本大震災に伴う計画の一部変更」ということでありまして、御承知のとおり、平成 23 年 3 月に発生いたしました東日本大震災、これに伴う津波、更に原子力発電所の事故といったものは東北地方を中心に大きな被害を及ぼしているところであります。

これに伴いまして、東北地方の一部の市町村におきましては、原発被災地域であることや、調査員確保が困難であること等から、また、あるいは市町村役場の機能等が低下していることありまして、

調査の実施に支障が生じているために、当該市町村における調査方法等について、地域の実情を勘案して、別途総務大臣が定めるものとしたいということです。

これにつきましては、被災地支援の観点等から、地域の実情を勘案し、調査方法について、別途、決定したいとするものでありますけれども、別途、定めることとしている調査方法等の内容あるいはそういった調査方法をとることとする市町村の概況等につきまして、確認をする必要があると考えているところです。

簡単であります、以上です。

白波瀬部会長 ありがとうございます。

それでは、統計局から、審査メモに示された確認事項に対する回答をお願いいたします。

保高国勢統計課課長補佐 お答えさせていただきます。

まず、被災市町村の状況についてですが、東日本大震災の発生から3年4か月が経過しております、災害廃棄物、瓦礫の処分につきましては、かなり復興が進んでいるところもある状況です。

一方で、復興住宅の整備など、これからの事業も残っている状況となっております。

特に、これまでのコミュニティが大きな被害を受けた地域では、調査員確保が課題となっていると伺っています。

また、今回、オンライン調査を導入するわけですが、こちらにつきましては、審査事務等の効率化が図られることから、被災地におきましても、よい仕組みとの意見を頂戴しているところです。

次に「東日本大震災に伴う計画の一部変更」についてですが、平成27年の国勢調査は、東日本大震災後、初めて実施いたします世帯を対象とした全数調査となりますので、その結果につきましては、震災後の被災地の状況を正確に把握し、今後の復興対策等を実施する上でも重要なデータを提供することとなるものと考えております。

したがって、今回、これまで大規模調査年において、調査しておりました人口移動に関する事項を27年調査の調査事項とすることにつきまして、先日の部会でも御審議いただいたところです。

被災地における調査の実施につきましては、過去の大規模災害後の対応、例えば、平成7年1月に発生いたしました阪神・淡路大震災、それから三宅島噴火に伴います平成12年9月の全島避難の際の取り扱い、こういった対応も参考にしながら、地方自治体と協力して、地域の現状をしっかりと把握するとともに、円滑な調査が実施できるように実施計画案の検討、取りまとめを行ってきたところです。

国勢調査では、仮設住宅や避難先につきましても、普段住んでいる場所で把握することとなっておりますので、避難先の自治体が実施主体となってきます。被災地域における実査の詳細に関しましては、引き続き関係する自治体と意見交換しているところですが、これまで部会で御審議いただいた調査手法の骨格につきましては、おおむね被災県においても実施が可能であると考えています。

その上で、被災地域における調査がより円滑に実施できるよう、国としてもできるだけサポートを行っていきたくと考えています。

現在の具体的な対応案としましては、被災地、特にこれまでのコミュニティが大きく被害を受けた地域、こういった地域も含めまして、調査の実施における課題の1つが調査員確保となっておりますので、これまで調査の実施年において行っていた調査員確保対策を、今回、初めて調査の前年から開始することとしております。

既に調査員確保対策のために地方公共団体が配布、掲示するリーフレットであったり、ポスターを国においても作成しまして、今月の中旬に地方公共団体にもお届けしたところです。

本日は、この会場にも、今回、作成いたしました調査員募集に係るポスターを掲示させていただいています。

女優の武井咲さんと落語家の春風亭昇太さんを起用しております、親しみやすい図柄ということで、募集を行っているところです。

8月からは、国勢調査広報サイトを立ち上げまして、その中で自治体ごとの調査員募集情報を掲載して、国民に広く広報を行っていきたいと考えております。

また、先日、部会で御審議いただきました民間への調査員事務の委託のスキーム、こういったものも活用いたしまして、復興事業に取り組む事業所の作業員の調査を復興事業に取り組む事業所に委託するようなことについても検討を行っているところです。

このほか、例えば、仮設住宅の集会所等を活用して、調査員への記入説明会等を開催するような自治体につきましては、そういった自治体の取り組みを支援したり、また仮設住宅の入居情報といったものにつきましては、県であったり、避難元の自治体において把握しているという場合も多いと伺っておりますので、避難先それから避難元及び県の統計担当者間で連携して対応していただくなどの調査を円滑に進めるための取組について、国として、できるだけ支援を行っていきたいと考えているところです。

現状におきましては、可能な限り、現在、御審議いただいている調査方法の範囲内での工夫をしていきたいと考えているところですが、今後、被災地における実情を個別に調整していく中で、例えばどうしても調査員、指導員の確保が難しいなど、調査員の実査事務であったり、指導員の審査などの事務処理の中で、民間委託するなどの特別な支援を必要とする自治体が出てきた場合には、余り多くは想定していないのですが、そういった場合には、必要に応じてその調査方法を、別途、総務大臣が定めることができるようにしておくことによって、柔軟に対応できる形で準備していきたいと考えているところです。

以上です。

白波瀬部会長 ありがとうございます。

「東日本大震災に伴う計画の一部変更」について、御意見や御質問のある方は、御発言をお願いいたします。

津谷委員、どうぞ。

津谷委員 これは大変対応が難しいものであろうと思います。

ただ、国勢調査は現住地主義をとっており、現在住んでいるところをベースに調査をするということで、避難先の市区町村が責任を持ってこれを調査することになるかと思うのですが、避難していらっしゃる方の中には、避難先に住民登録をしていらっしゃる方もいるけれども、なさっていない方もかなりいらっしゃるということを聞きました。

例えば、マンションを避難先で買って、避難先に住民登録しない。何故なら地方税が発生するからということです。これはあくまでうわさなのですが、そうした場合に、住民登録が避難先にされていない方は避難元に恐らく住民票があるのではないかと思います。もちろん、どこに住民票があるのか確実にはわかりませんが、もし住民登録している場所と現在避難している場所とにギャップがある場合に、これをどう調整をされるのでしょうか。

つまり、新しく避難先となっている市区町村には、住民登録されていない方も相当数いらっしゃるのではないかと。一方、避難元には、その人たちは居住していないわけで、このような場合には、避難先と避難元の両方からのチェックが必要なのではないかと思います。また、避難元の市町村役場自体が津波で流されたりして、住民登録の記録が大分失われたケースもあるということも聞いております。

本来でしたら、住基ネットに住民登録情報が全てきちんと入力されているはずで、そうであればよかったですと思うのですが、毎日毎日紙媒体で届けが出たときに、それをオンタイムに住基ネットに入力されていなかったりして、そして紙媒体が全部流されてしまったというようなことが震災当時ニュースで報道されておりました。震災以降随分時間はたったのですが、まだこのような問題が完全には解決していないことも考えられます。もう一度言いますが、避難者の住民登録先と、現在、避難者が住んでいらっしゃる場所のギャップがあったときに、出元と出先の市

区町村のチェックは大丈夫でしょうか。これは相当な事務処理の負担になるのではないかと思いますので、それについて何かお考えがありましたら、教えいただきたいと思います。あとこれは少し前に聞いたことがあるかもしれないのですけれども、避難していらっしゃる方に外部委託をして調査をするかということをお話しになっていらっしゃると思いますが、委託する相手がどこに住んでいるかによると思うのです。民間のアパートなどに住んでいらっしゃると思うのですけれども、仮設住宅などにお住まいで、避難していらっしゃる方たちが一緒に住んでいらっしゃる時には、その仮設にお住まいの方を調査員をお願いをして、その方たちに調査をしてもらうことも効果的ではないでしょうか。

そうすれば、避難者の方々にとっても調査員は自分たちの仲間ですし、恐らく高齢の方などは、同じ避難者の調査員が回って調査をされると、ある意味、外の人に来て調査をするよりもやりやすいのではないかと、たしかそういうお話を聞いたこともあったかと思うのですけれども、もしそれについて何か具体的な情報がありましたら、お教えいただきたいと思います。

以上、2点です。

白波瀬部会長 お願いいたします。

保高国勢統計課課長補佐 まず、両方の点に共通しているのですけれども、仮設住宅の入居情報、特に大きい仮設住宅であればなおさらなのですが、避難先よりも避難元のほうがその仮設住宅へ入居している情報を押さえている事例、また、県で仮設住宅を管理しているところも多いと伺っておりまして、県でそういった情報を持っている場合もあります。

特に、大きな仮設住宅が造られていて、避難先の住民の数がかなり大きくなったようなところでは、自治体の負担が大きくなる場所もあります。そういった自治体につきましては、御指摘いただいたように、避難元の自治体はその地域、仮設住宅の地域を調査する方が調査しやすい環境となる場合もあるということですので、ベースは常住地で調査することになりますから、避難先のほうが全体的なスキームとして、まずは調査を行うわけですが、その中で避難元、それから県の協力も得ながら、例えば調査員確保であったりとか、調査のやり方、そういったところの御協力をいただきながら、調査を行っていただくことを考えているところです。

白波瀬部会長 どうぞ。

津谷委員 わかりました。

ただ、大事なことは、事務処理というか、事務的な対応という面で、避難元と避難先の市区町村がきちんと、その間に県が入るにせよ、連絡をとりあって、作業が重複しないように、また漏れのないようにして頂きたいと思います。このような対応は大変だと思いますけれども、きちんとした対応をお願いしたいと思います。

白波瀬部会長 加藤専門委員、お願いします。

加藤専門委員 2点ほどお伺いしたいのですが、例えば避難元から避難先に移動という形、現住地の移動という形でとられるということなのですが、例えば、余りこういうことを伺って良いのか、例えば実際の表になったときに、移動の理由としてどういう形でほかの一般的な移動と区別される形になるのでしょうか。つまり、避難として移動したのか、それともそのほかの理由として。

2点目は、先ほど調査員の確保の中で津谷先生も少し御示唆されたのですが、民間委託とお話されたところがあったと思うのですが、そこについて、もう少し具体的に調査員を確保できれば、民間委託は不要なのかなという気はするのですが、こういったものでなかなか民間の委託ということになると、また随分、今までと違うような状況かと思えます。

少しその点について教えていただければと思います。

白波瀬部会長 お願いいたします。

保高国勢統計課課長補佐 まず、移動の事由についてですが、5年前の居住地を確認しているわけ

なのですけれども、今回、移動の事由については、調査事項となっておりませんので、具体的に避難の理由といったものが震災の影響かどうかを細かくとることはできないわけなのですけれども、前回調査が平成 22 年 10 月で、震災が 23 年 1 月となっておりますので、非常に震災前に近い形での数字が押さえられているという形になっております。

それから、今回、その後の移動状況を移動の事由はわからないのですが、5 年前の状況として把握しますので、どこの市町村からどこの市町村に移動したか、もしくは同じ市町村内でも移動したかどうかといったものが捉えられますので、そういった中で移動の傾向が捉えられることになっております。

それから、従前と同じ調査事項になっておりますので、これまでの国勢調査の結果と比較することによって、移動状況が増えているのか、減っているのか、大体の傾向値がつかめますから、増減等を把握することによって、その辺の今回の影響といったものが見てとれるのではないかと考えております。

それから、民間委託ですが、民間委託につきましては、これは国勢調査、人口を確定する非常に重要な調査ですので、できればやはりしっかりと調査員を確保する。

ですから、調査員確保のための、先ほども今年から調査員確保対策を実施しているということで御説明させていただきましたが、何とかやはり通常の調査員確保の形で調査を実施したいということが基本的な考え方です。

ただ、どうしても自治体の中で役場自体が流されていて、中にはその職員自体も被害を受けている自治体もありますので、そういったところがこれから調整していく中で、なかなかそれでも難しい面が出てきた場合、一つのケースとしてそういった場合がもし出てきた場合には、民間委託を最後の最後は考えなければいけないかなと考えているところです。

加藤専門委員 ありがとうございます。

白波瀬部会長 お願いします。

岩佐国勢統計課長 済みません。補足ですけれども、東日本大震災に伴う移動の要因については、昨年 10 月に実施した住宅・土地統計調査で家に住めなくなったのかどうかとか、そういったことも含めて国勢調査より少し細かくとれております。それが来週には速報で上がってまいりますので、そういったものを含めて見ていただければと思います。

白波瀬部会長 ありがとうございます。

お答えとしましては、配布という形での御説明ではなかったのですが、いろいろなことを想定した対応や準備はしているというお話だったのでした。やはり具体的にある程度の方針を定めて、個別対応をしていただかないと思うので、そして震災に対する対応については、歴史的な 2 つの事例が実際にあるからそれを参考にとということだったのですけれども、マニュアルとして蓄積できるような形で御準備していただけると、後々にも大変よろしいのではないかと思います。これは本当に個別対応で細かな面倒くさいことになるかもしれないのですが、大変重要な統計になってきますので、よろしく御対応をお願いいたします。

では、この件については、以上で御意見がないと判断いたしますので、了承いただいたものといたします。

それでは、審査メモの 34 ページの「(4)その他」の「その他」について、統計審査官室の金子調査官から説明をお願いいたします。

金子総務省政策統括官(統計基準担当)付調査官 それでは、御説明させていただきます。

審査メモ 34 ページ「(4)その他」の「その他」ということで、調査関係書類といたしまして、世帯一覧また調査区要図といったものがあるわけですが、これらにつきまして、変更を予定しているということです。

具体的には、世帯一覧につきましては、34 ページの上段のほうの枠書きの中に記載がありますけれども、3 点ありまして、まず 1 点目は、市町村からの要望等も踏まえまして、世帯一覧につきましては、人口速報集計における男女別世帯員数の公表のため、世帯員の数（総数及び男、女）の追加及び指導員使用欄からの「世帯員数」の削除がまず 1 点目であります。

2 点目は、オートロックマンション等の共同住宅の情報の管理による調査員事務の円滑化から、「建物の名称」欄を追加すること。

3 点目といたしましては、オンライン先行方式の採用等による調査員段階における回答状況の管理のために「提出状況」欄を追加することという 3 点であります。

また一方、調査区要図につきましては、この 34 ページの下の枠書きの図の中に記載のとおりでありますけれども、調査書類審査の効率化のために、市区町村コードを追加するということです。

私からは以上です。

白波瀬部会長 ありがとうございます。

本件につきましては、審査メモにおいて特段の確認事項等は示されておりませんが、統計局から何か補足の説明等があれば、お願いいたします。

保高国勢統計課課長補佐 調査世帯一覧の男女別世帯員の数の追加につきましては、調査票のデータチェックのほうにも活用していきたいと考えております。

それから、調査区要図の市区町村コードの追加ですけれども、こちらは細かい事務的な話になるのですが、調査区要図をスキャナーで読み取って、市区町村コードでファイル管理するわけですけれども、その際の確認に調査区要図の中に市区町村コードが入っていると、事務処理としては非常にスムーズになるということで、今回、こういう形で追加させていただいているところです。

以上です。

白波瀬部会長 ありがとうございます。

では「その他」について、御意見や御質問のある方は、御発言をお願いいたします。

津谷委員、どうぞ。

津谷委員 まず、この調査世帯一覧の変更点については、非常に納得のいく理由で、良いことだと思います。今回の調査の速報値では総数だけでなく、男女数を出すようになったこともあり、また、オートロックマンションなどでは、管理人さんをお願いをして調査に行っていたりするわけですが、そのときの管理にこういうことは必要です。それから提出状況の確認についても、今回はオンライン先行で実施することに加えて、任意で回答した調査票を郵送したりとか、いろいろな調査方法が採用されます。調査のモードが多様化しますので、こうすれば重複が避けられます。ですから、これは非常に大事な変更点だと思うのですが、ただ単に私の個人的な興味ですけれども、この世帯員数、つまり世帯規模について、以前は調査指導員、つまり調査員さんたちの指導をなさっていた方がこれについては記入をされていた、つまり、市区町村の職員がこれを記入されていたということなのでしょうか。

保高国勢統計課課長補佐 平成 17 年調査までは、調査員の方が記入していただいていたところなのですが、前回 22 年の調査では、事務処理の中で、郵送回収等も実施したということもありますし、男女別もとらなくなったということもあって、一旦、指導員に事務を変更したというところがあります。

ただ、今回、男女別でとるとなると、調査員のほうで把握をする必要があるということで調査員のほうに御記入をしていただくという形で、変更というか、どちらかという、もとに戻したという表現のほうを考え方としては正しいかもしれません。

白波瀬部会長 津谷委員、どうぞ。

津谷委員 そうすると、前回の調査のときだけは調査指導員の方がおやりになったということですか。

ね。なぜなら、調査員の業務が過重にならないようにという配慮があったという御説明だったのですが、指導員がこれをお書きになるときに、指導員の方は調査員と違い、現場に行くわけではありませんので、この情報は住民登録から転記していたということなのですか。

保高国勢統計課課長補佐 いえ、今回は調査票情報をもとに調査世帯一覧のほうに転記をしていたということになっております。

白波瀬部会長 どうぞ。

津谷委員 もう一つお聞きしたいのですが、調査区要図の変更により、市区町村コードを追加されたことですが、これについてもう少し詳しくお教えいただきたいとおもいます。先ほども言いましたけれども、調査のモードが複数出てきていることで、事務管理が複雑になってきます。市区町村が責任を持って調査員さんを派遣し情報をとって、その情報を上に上げるという方式を採用していたときは、恐らくこれはあまり必要はなかったのだらうと思うのですけれども、今はいろいろな意味で、事務処理が多様になっていますから、こういう ID が必要になったと理解しております。これについてもう少し詳しくお教えいただきたいのと、それから市区町村コードというのですが、これは事業所コードと同じように、要はユニークな ID ナンバーで、今までずっと使われているものですよ。国勢調査のためだけにつくったものではないですよ。

むしろどうして今までこれを使わなかったのかなと思いました。

済みません。お教えいただければと思います。

保高国勢統計課課長補佐 市区町村コードについては、国勢調査専用ということではなくて使われている、ユニークなコードとなっております。今まで使わなかったという点については、正直、それでは不便だったということです。

津谷委員 だから後でそろえなければいけないのですよね。

保高国勢統計課課長補佐 そうです。そういうことです。

市区町村名は、例えば、新宿区であったりとか、何々区、何々市というのは書いてあるわけなのですが、その番号が必ずしも担当者がすぐに出てくるものでもありませんので、そのときに別紙を見ながら作業をするよりは、ここに書いてあれば続けて処理できるということで、やはりこれまで作業の中で、少し手間がかかっていたところを、これが入っているところで非常に効率化、たった1つのコードなのですけれども、非常に事務処理がスムーズにできるので、今回、追加したところです。

白波瀬部会長 加藤専門委員、どうぞ。

加藤専門委員 済みません。大したことではないのですが、これは別添2のほうで実際に調査世帯一覧を拝見したのですが、建物の名称のところ相当スペースが小さくて、オートロックマンションの名前が書けるかなという少しそこら辺なのですけれども、これの紙というのはA4でないのでしょうか。大したことではないのですけれども、相当、これ実際には依然と比べると相当幅が狭くなっているような感じなのです。

済みません。大したことなくて申しわけないです。

保高国勢統計課課長補佐 2次試験調査で、調査世帯一覧を

B4の今回よりも一回り大きいサイズでつくったのですけれども、調査票の審査であったりとか、その後の作業のスペースであったり、大きさの違いによる他の書類との整合、そういったところで、非常に作業がやりづらいという御指摘をいただいております。スペースが大きいほうが良いかなというところもあって、広げたのですけれども、ご指摘を踏まえて、今回、3次試験調査ではもとに戻して本番でも、多分、このサイズになるだらうと思っております。

それから、建物の名称欄については、非常にスペース的には狭いのですけれども、場合によっては備考欄等も活用しながら御記入していただいても良いものと思っております。

白波瀬部会長 いかがでしょうか。

あとはよろしいですか

では、スペースがあるに越したことはないし、もっと早くにやれば、もっと簡単だったであろうということもあるかもしれないのですけれども、前を向いてより改善をしていただくということで、この件につきましても、では御了承いただいたとさせていただきますと思います。

それでは、引き続きまして、審査メモの35ページ「2 特記事項」の前の「統計委員会答申における『今後の課題』についての検討状況」及び「『公的統計の整備に関する基本的な計画』における指摘事項についての対応状況」について、統計審査官室の金子調査官から説明をお願いいたします。

金子総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 それでは、説明をさせていただきます。

「2 特記事項」のまず、（1）として「統計委員会答申における『今後の課題』についての検討状況」それから（2）「『公的統計の整備に関する基本的な計画』における指摘事項についての対応状況」ということであります。

このうち、前者の前回調査に係る統計委員会答申での今後の課題の内容につきましては、審査メモの35ページの上段の枠書きのところで記載しているところでありまして、平成22年国勢調査の実施状況及び社会経済情勢の変化やニーズを踏まえた調査事項、調査方法等についてのさらなる改善。また、調査票様式に関しまして「4名連記式」から「3名連記式」への変更の可否等の検討といったことが指摘されているところでありまして。

また、「公的統計の整備に関する基本的な計画」、こちらの指摘事項の内容は、35ページ中段の表に記載しているところでありまして、オンライン調査の対象の全国拡大、報告者の特性にも配慮した記入者支援、より一層の公表時期の早期化といった事項が指摘されているところでありまして。

こうした指摘事項と今回の申請に係る変更事項との対応については、1枚おめくりいただきまして、36ページに表の形で整理しているところです。

まず、で「調査事項の改善の検討」につきましては、前回部会で御審議いただきました、「現在の住居における居住期間」及び「5年前の住居の所在地」の追加。それから「住宅の床面積」の削除といった対応です。

それから、前回答申及び基本計画の両方で指摘されている調査方法の改善の見直しにつきましては、1回目、2回目の部会で御審議いただきましたような、「集合住宅の管理会社等への調査員業務の委託」、「オンライン調査の全国展開」、「任意封入方式の導入」、「郵送回収方式の市町村長による採否」、「調査員による他計報告調査の併用」といった対応をするということでありまして。

それから、基本計画で指摘されている調査結果の公表時期の早期化、これについては、前回部会で御承認いただきました調査結果の公表の期日の変更で対応がとられているところです。

一方、調査票様式についてですが、これについては、36ページの下「一方」以下で記載しておりますけれども「4名連記式」から「3名連記式」への変更の可否等の検討でありますけれども、統計局では、2次試験調査におきまして、この両方の連記式の様式で調査を実施しまして、その記入状況を比較した結果、大きな差は認められなかったということで、引き続き、調査票については4名連記式とするという結論に至ったという説明でありますけれども、そういった結論に至った検討経緯等を確認する必要があると考えているところでありまして。

私からの説明は以上です。

白波瀬部会長 ありがとうございます。

それでは、統計局から、審査メモに示された確認事項に対する回答をお願いいたします。

保高国勢統計課課長補佐 お答えいたします。

資料3-3の51ページを御覧ください。

大きな3番になりますけれども、確認事項にありました調査票の様式の「4名連記」から「3名連記」への変更についてですが、ただいま御説明いただきましたとおり、第2次試験調査におきまして、

調査票様式の「4名連記」の調査票と「3名連記」の調査票を用意しまして、検証を実施しております。

その調査票に答えていただいた世帯につきまして、アンケートを実施しているのですが、「4名連記」の調査票で答えていただいた世帯に記入しやすかったかどうかという点を聞いているのですけれども、こちらにつきましては、58.0%の世帯から記入しやすかったと回答をいただいております。

「3名連記」のほうの調査票で調査をした世帯からは、記入しやすかったといった回答の割合が65.6%となっております。4名連記よりは高い割合となっております。逆に、記入しにくかったかどうかという点についても聞いておまして、記入しにくかったといった回答の割合については「4名連記」と「3名連記」でそれほど大きな差は出ていないという状況です。

一方で、2次試験調査を担いました調査員、それから地方公共団体のほうから、実査面においてなのですけれども「3名連記」を配布する場合、4人世帯から2枚目の調査票を配布する必要があることとなります。

そうなりますと、本調査の場合には、非常に規模が大きいものですから、調査票の不足が発生したといったような連絡が非常に増えるのではないかと。

また、受付整理事務それから審査事務におきまして、その中で、2枚の調査票を見比べて審査をするような作業が発生し、そういった事務が煩雑になるのではないかとということで、調査員の事務負担にもなるという意見が寄せられているところです。

前回の22年の結果ですが、4名以上の世帯の割合は、前回の調査で22.2%となっております、大体4～5世帯に1世帯は4名以上の世帯になるというところなんです。

一方、5名以上の世帯、要は4名連記の場合の2枚目以上の調査票が必要な場合ですけれども、こちらは7.8%となっております、1つの調査区でも大体4、5世帯ぐらいではないかというところなんです。

今回、オンライン調査もやりますので、更にこの数は減ると思うのですが、そういった意味で、かなり事務負担等の点を考えますと「4名連記」の調査票を「3名連記」の調査票に変更した場合は、2枚目の調査票を配布する割合が3倍程度に増えるという点もありまして、地方公共団体等の意見も踏まえて「3名連記」の調査票への変更は行わないと判断したところです。

次の52ページですが、調査票自体は「4名連記」のままで「3名連記」への変更は行わないのですけれども、記入のしやすさを少しでも改善する観点から、今回、調査票をA4の形からA4変形版ということで、わずかではあるのですが、横幅を広くして、1人目の世帯員、2人目の世帯員との回答の間隔を幾分設けることによって、幾らかでも全体の見やすさが改善されていると思っております。

また、幼児から高齢者まで、幅広い層が見やすい文字として開発されておりますユニバーサルデザインフォントという文字の字体があるのですが、これを前回の調査から採用しております、今回の調査でも、このフォントを採用して、調査票を設計したいと考えております。

それから、更に調査票の全体の質問事項の設計なのですが、世帯についての調査項目を先頭に配置しまして、世帯員の調査項目につきましては、それ以降、通して回答できるような形、前回は世帯員の回答の間に世帯の回答事項が途中に入っていたのですけれども、今回、その辺の流れも改善することによって、より記入しやすい調査票の設計と変更を行っているところです。

以上です。

白波瀬部会長 ありがとうございます。

これらについて、御意見や御質問のある方は、御発言をお願いいたします。

山田専門委員、お願いいたします。

山田専門委員 質問というか、お願いのような感じになるかと思うのですが、調査事項のところ、今回、東日本大震災対応というところで、5年前にどこに住んでいたかというのが、簡易調

査でも入ったということをお先ほど御説明いただいたかと思うのですが、いろいろなところでオンライン化が進んだりして、そういった手間が省けた分、5年前どこに住んでいたかというのは、都市計画を行ったりする上ではかなり重要な情報なので、前回、教育の話でも出たかと思うのですが、こういった重要な状況について、大規模調査だけではなくて、5年ごとに調べていただくことはできないのかなと思いました。

ほかのところは効率化されているので、そういったものが効率化されてよろしいかなと思いました。  
白波瀬部会長 ありがとうございます。

何か。

岩佐国勢統計課長 恐らく、前回、前々回でも出ておりましたけれども、大規模調査の調査事項については、また平成32年のところで全体としてどういう調査事項にするかということを検討していく。

多分、大規模については、5年前居住地はとっておりますので、次回、基本的にはベースとしては入った形で御審議していくということだろうと思いますので、全体のバランスということを見ながら、もちろん重要な調査事項であるという認識はしているところです。

白波瀬部会長 ありがとうございます。

大規模で若干違った枠組みでありますので、ただ、御意見としては大変重要かと思っておりますので、参考にさせていただければと思います。

ほかにありませんでしょうか。

では、この件についても、特に御意見がないようですので、御了承いただいたものといたします。

予定しておりました計画の変更に係る事項等の全てについて、ただいま本日の予定しておりました審議を終えることができました。

基本的に、どの御提案についても、御了承いただいたということですので、今日の審議はここまでとさせていただきます。

皆様の御協力によりまして、効率的な審議ができましたことを改めてお礼申し上げます。

予定しておりました審議が滞りなく進みましたことから、審議の状況を踏まえまして、次回の部会までに、事務局に対し答申案の作成をお願いしたいと考えております。

今回の変更に係る審議では、全ての事項について、了承と整理してまいりましたけれども、答申案の作成に当たり、委員、専門委員の皆様におかれましては、今後の課題にしたらよろしいというような事項がありましたら、御意見として御発言をお願いいたしますけれども、皆さん、現時点で何か今後の課題としてすべきような事項について、お考えはありますでしょうか。

何か突然早く終わって、次と申し上げているのは、大変なのですが、では、とりあえず私のほうから一言申し上げて、引き続き何かありましたら、御意見いただきたいと思います。

次回の平成27年の国勢調査に係る計画の変更は、簡易調査ではありますけれども、オンライン調査の全国展開を始めとした調査方法の変更や、集計作業が効率化されることに伴って調査実施から調査結果の公表までの時間の早期化など、1つ1つの変更が大きなものであると感じられます。

次々回の平成32年の国勢調査は大規模調査でもあり、調査方法、調査事項等については、今回の変更等の有効性等について検証を行うとともに、社会経済状況の変化に基づく検討等を行って、その結果を適切に反映したものとさせていただければと存じます。

このような点につきまして、もう既に津谷委員のほうからも、調査方法が複数になっているので、その点については十分配慮してもらいたいというようなこともありましたし、本日、被災地に対する対応につきましても、注意深くお願いしたいというようなことがあったのですが、これらの点については、今後の課題として入れさせていただければと思います。何か、ただいまと関連して御意見。関連しなくても良いのですが、御意見等ありましたら、御発言をお願いいたします。

加藤専門委員、何かありますか。

加藤専門委員 特にありません。

1点だけ。では済みません。

白波瀬部会長 はい。

加藤専門委員 これから新しくオンライン調査があるので、やはりそこら辺のいろいろなケースが出てくると思うのですけれども、そういったケースをできる限り蓄積していただいて、多分、これからの流れの中で、非常に重要な最初の調査になるのではないかと思いますので、是非いろいろなトラブルについてはあれなのですけれども、いろいろなことがあると思いますので、それを是非まとめて記録しておいていただければなと思っております。

白波瀬部会長 十分な検証をお願いしたいという御意見だったと思いますけれども。

山田専門委員、何かありますか。

山田専門委員 私も、今、オンラインのことをお伺いしようと思っていたので、同じです。

白波瀬部会長 よろしいですか。

オンライン調査をしたことが自動的に効率化というわけでは本当はないと思いますので、その点のみ御確認をお願いします。

では、津谷委員、何かありますでしょうか。

津谷委員 特にありません。

白波瀬部会長 ありませんか。ありがとうございました。

では、事務局で答申(案)を作成していただくようお願いをしたいと思います。

それでは、次回の部会について、事務局から連絡をお願いいたします。

宮内総務省政策統括官(統計基準担当)付副統計審査官 次回の部会は、9月19日金曜日の14時から本日と同じこちらの会議室で開催いたします。

次回の部会では「平成27年国勢調査第3次試験調査の速報聴取」を行います。

それと、答申(案)について御審議いただきたいと考えております。

また、答申(案)の作成につきましても、部会長から御指示いただきましたので、事務局において、部会審議を踏まえまして、部会長と御相談しながら答申(案)を作成していきたいと考えております。

それから、本日、お配りしている資料ですが、前回と同様、委員、専門委員の皆様におかれましては、必要なもののみお持ち帰りになり、その他はそのまま机の上に残しておいていただいても結構です。

私どもで保管いたしまして、次回の部会に席上に御用意いたします。

なお、恐れ入りますが、お持ち帰りいただいた資料は、必ず次回の部会に御持参いただきますようお願いいたします。

以上です。

白波瀬部会長 気持ち的には、もう第3次試験調査の速報も今日行ってしまってという感じ。でも一番大切なのが、次にお伺いするということですので、よろしく願いいたします。

なお、部会の結果概要につきましては、事務局からメールにて照会いたしますので、御対応をよろしく願いいたします。

以上をもちまして、本日の部会は終了といたします。

ありがとうございました。